

改正

平成7年6月30日規則第44号

平成12年3月31日規則第69号

工業立地の適正化に関する条例施行規則をここに公布する。

工業立地の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(工業団地)

第2条 条例第3条第1項に規定する工業団地は、その面積が20ヘクタール以上のものとする。

(公共施設)

第3条 条例第3条第2項に規定する公共施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する県道及び市町道
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第5条に規定する2級河川及び市町長が管理する河川並びに同法の適用を受けない河川及び用排水路

(工場設置の届出)

第4条 条例第10条第1項の規定により届出書（以下「届出書」という。）の書式は、様式第1号のとおりとする。

(届出書の添付書類)

第5条 条例第10条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該工場の設置場所の位置図
- (2) 当該工場の事業計画の説明書
- (3) 当該工場の主要施設（公害防止施設及び産業廃棄物処理施設を含む。）の配置計画図
- (4) 当該工場の製品の生産工程図（加工修理業に属するものにあつては、その作業工程図）

(変更の届出)

第6条 届出書を知事に提出した者（以下「届出者」という。）は、当該届出書に記載された事項に係る計画を変更したときは、遅滞なく、当該変更に係る届出書を届出書に準じて作成し、知事に提出しなければならない。

(工場完成の届出)

第7条 届出者は、当該届出に係る工場が完成したときは、操業を開始する日までに、工場完成届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(市町の意見の聴取)

第8条 知事は、条例第10条第1項又は第6条の規定により届出書の提出を受けたときは、当該届出書に係る工場の設置に関し、当該工場の所在地の市町の意見を聴くものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年6月30日規則第44号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第69号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

工場設置届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所(所在地).....

氏 名(名称及び代表者氏名).....

工業立地の適正化に関する条例第10条の規定により、工場設置計画について、関係書類を添えて届出をします。

- 1 工場 の 名 称
- 2 工場 の 所 在 地
- 3 工場 の 敷 地 面 積 及 び 建 築 面 積
敷地面積 (㎡)
建築面積 (㎡)
- 4 工場 の 建 設 工 事 の 開 始 予 定 年 月 日
年 月 日
- 5 工場 の 操 業 の 開 始 予 定 年 月 日
年 月 日
- 6 工場 における 製品 (加工修理業にあつては、その内容)
製品の種類及び名称
月間生産量
- 7 工場 で 使用 する 従 業 者 の 数 (人)
- 8 工場 で 使用 する 工 業 用 水 の 量 及 び そ の 水 源
水量 (㎡/日)
水 源
- 9 工場 で 使用 する 動 力 の 種 類 及 び そ の 量
種 類
使用量
- 10 工場 から 排 出 し、又 は 発 生 す る こ と が 予 想 さ れ る ば い 煙、汚 水、騒 音 等 の 量 等
ばい煙等の種類
ばい煙等の量
ばい煙等の処理施設等の種類
ばい煙等の処理施設等の能力

工場完成届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所(所在地).....

氏 名(名称及び代表者氏名).....

工業立地の適正化に関する条例施行規則第7条の規定により、工場の建設が完成したことを届け出ます。

1 工場の名称

2 工場の所在地

3 工場の建設を開始した日

年 月 日

4 工場の建設が完成した日

年 月 日

5 工場の操業を開始する日

年 月 日

6 工場設置の届出をした日

年 月 日